

下松市国土強靭化地域計画

(案)



令和3（2021）年3月策定
令和8（2026）年3月改訂

目 次

はじめに.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 市が取り組む意義	1
3. 計画の位置付け	2
4. 計画期間	2
第1章 基本的な考え方	3
1. 基本目標	3
2. S D G s の視点を踏まえた取組の推進	3
3. 強靭化を推進する上での基本的な方針	5
第2章 想定するリスク	7
1. 本市の地域特性	7
2. 対象とする自然災害.....	11
第3章 脆弱性評価	14
1. 脆弱性評価の考え方.....	14
2. 脆弱性評価の手順	15
3. 施策分野の設定	15
4. 脆弱性評価の結果	16
第4章 強靭化の推進方針	17
1. 施策分野ごとの推進方針.....	17
(1) 行政機能／消防／防災教育等	17
(2) 住宅・都市／環境.....	21
(3) 保健医療・福祉	24
(4) 産業・エネルギー.....	27
(5) 情報・通信	28
(6) 交通・物流	28
(7) 農林水産	29
(8) 国土保全・土地利用.....	30
(9) リスクコミュニケーション	31
(10) 人材育成	33
(11) 官民連携	34

(12) 老朽化対策	35
(13) デジタル活用	36
2. 重要業績評価指標（ＫＰＩ）一覧	37
3. 取組の重点化	39
第5章 計画の着実な推進	40
1. 計画の推進体制	40
2. 計画の進行管理	40
別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	41
別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果	71
(1) 行政機能／消防／防災教育等	71
(2) 住宅・都市／環境	73
(3) 保健医療・福祉	76
(4) 産業・エネルギー	78
(5) 情報・通信	78
(6) 交通・物流	79
(7) 農林水産	79
(8) 国土保全・土地利用	80
(9) リスクコミュニケーション	82
(10) 人材育成	83
(11) 官民連携	84
(12) 老朽化対策	84
(13) デジタル活用	85

はじめに

1. 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

国土強靭化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靭な行政機能、地域社会、地域経済を平時から作り上げる取組である。

こうした国土強靭化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、国における国土強靭化基本計画（以下「国基本計画」という。）の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靭化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靭化の取組を進めることが重要となる。山口県でも、国土強靭化に県と県内の市町及び関係機関が一体となって取り組むため、平成28（2016）年3月に「山口県国土強靭化地域計画（以下「県地域計画」という。）」を策定している。

2. 市が取り組む意義

近年の自然災害はハード整備による防災対策を上回り、その被害を防ぎきれないことが明らかになっている。そのため、ハード整備対策に加え、デジタル技術の活用や防災教育、防災訓練、避難訓練などのソフト対策とハード整備対策の組み合わせが重要になっている。

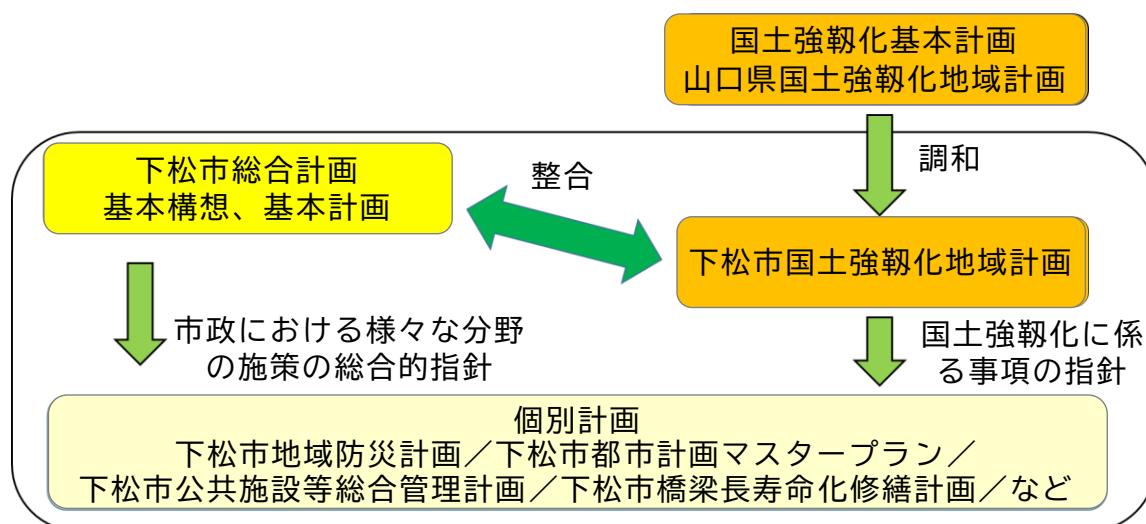
下松市（以下「本市」という。）においても、過去に尊い生命が失われる災害が発生しており、近い将来も南海トラフ地震等の大規模自然災害等が発生するおそれがある。さらに市内人口の高齢化、都市インフラの老朽化等により大規模自然災害等に対する脆弱性を抱えている。

大規模自然災害等が発生した場合も、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた体制を平時から構築することが重要となる。こうした状況を踏まえ、自然災害による市民の生命、身体及び財産の保護並びに市民生活及び市民経済への影響を最小化するために、必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国及び県の施策との連携を図るとともに、市民、事業者等との連携により、強靭な

地域づくりを推進するための指針として、下松市国土強靭化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

3. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靭化地域計画として、国基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、市政における様々な分野の施策実施の総合的な指針となる「下松市総合計画 基本構想」及び「下松市総合計画 基本計画」とも整合を図り、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とする。



4. 計画期間

下松市総合計画と整合を図るため、今回の見直しによる本計画の計画期間は、下松市総合計画（後期基本計画）と同様の令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とする。

また、本計画は、市内外における社会経済情勢の変化や、国、県の国土強靭化施策の推進状況等を勘案して、計画期間中でも必要に応じて見直しを行う。

年度	西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
基本構想	(10年)										
基本計画	前期（5年）						後期（5年）				
強靭化基本計画							本計画				

第1章 基本的な考え方

1. 基本目標

本市においては、近年、平成30年7月豪雨により笠戸島が孤立するなど、自然災害による被害が発生している。また、将来、「南海トラフ地震」や「安芸灘～伊予灘の地震」の発生も予測されている。こうした自然災害から市民の生命と財産を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた地域を平時から構築する必要がある。

このため、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、本計画では、4つの基本目標を定め、国土強靭化の取組を推進する。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

2. S D G s の視点を踏まえた取組の推進

国際社会共通の目標として持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: S D G s）が提唱され、経済成長、気候変動等の世界的な課題に対し、17のゴール、169のターゲットが示されている。気候変動などの地球環境問題への対応、海や陸の豊かさを守る方策など、環境との共生につながる活動は普遍的な課題であり、本市においても省エネルギー、廃棄物の抑制、資源の再生利用など、持続可能で魅力的な地域をつくる努力を続けることが必要とされている。そこで、本計画では、S D G s の観点を踏まえて、国土の強靭化に関する様々な分野において社会に貢献していくことで、本市の抱える諸課題の解決に貢献し、さらなる本市の持続的な発展につなげていく。

【下松市におけるSDGsの視点を踏まえた取組の推進】

本市のかけがえのない財産である豊かな自然環境や特徴的な歴史・文化を、次世代へつなげていくため、SDGsのうち以下を踏まえた、強靭なまちづくりを推進する。



【持続可能な開発目標（SDGs）とは】

- 平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの国際社会共通の目標である。
- SDGsは発展途上国、先進国を問わず、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものである。
- 持続可能な世界を実現するために、「地球上の誰1人として取り残さない（No one will be left behind）」ことを誓っている。
- 日本としても積極的な取組を実施しており、平成28（2016）年には「SDGs実施指針」を策定している。



3. 強靭化を推進する上での基本的な方針

1. 基本的な方針

強靭化の推進にあたっては、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組む。

【市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理】

巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、市域の持続性を脅かす危機に備え、市民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

【経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギー等ライフラインの強靭化】

社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靭化を図る。

【デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化】

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、市域が直面する災害への対応力を強化する。

【災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化】

市民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、国・県との適正な連携・補完関係を強化するとともに、市民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

【地域における防災力の一層の強化】

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、市域の持続性を脅かす危機に対し、市域の資源を総動員して、地域の力を結集し、市全体でつなぎ合わせ、高齢者・障害者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

2. 目指すべき将来の姿

本市では、総合計画にて、様々なまちづくり活動を通じて目指すべき将来の姿、そしてまちづくりの取組において共通に意識すべき「推進テーマ」を次のように掲げている。

目指すべき将来の姿	都市と自然のバランスのとれた 住みよさ日本一の星ふるまち
推進テーマ	『くだまつ愛』で 未来へつなぐ 安全安心なまち

本計画においても、目指すべき将来の姿の実現に向け、また、あらゆる自然災害の発生に備え、推進テーマに基づき地域の強靭化に努める。

第2章 想定するリスク

1. 本市の地域特性

1. 地理的・地形的特性

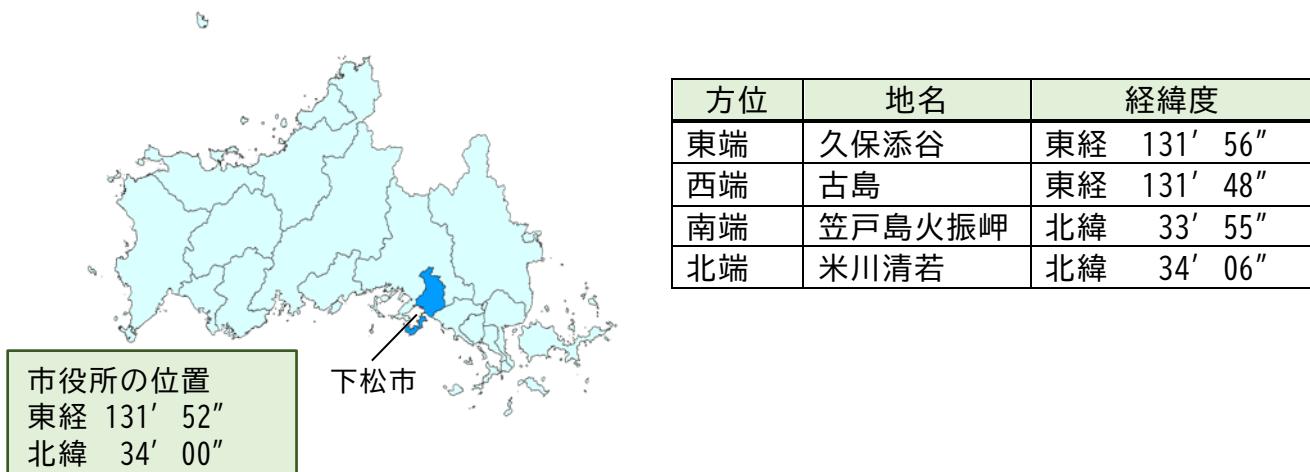
本市は、山口県の南東海岸部に位置し、瀬戸内海に面し、県庁所在地の山口市から東南東へ約 40 km の位置にあり、東は光市、北と西は周南市と隣接し、瀬戸内海に臨んでいる総面積 89.34km² の都市である。

市内を流れる末武川、切戸川などの河川の下流に形成された平野部には、海岸線から臨海工業地域、商業業務地域、住宅地域の順で土地利用がなされ、また、丘陵地や山間部は農林業の用途に供されている。

市の北部地域は、豊かな水資源を有する山間部につながり、天恵の自然環境を提供しており、この地域に設置された末武川ダムや温見ダムは、上水、工業用水、農業用水等を提供する貴重な水資源となっている。

臨海工業地域に接する下松港は、笠戸島と周南市の大島半島に囲まれ、波静かな天然の良港をなしており、国際拠点港湾として機能している。

また、笠戸大橋によって本土と結ばれている笠戸島は、周囲 36 km の風光明媚な景勝の地であることから、瀬戸内海国立公園に指定されており、観光やレクリエーションなど、観光交流拠点となっている。



2. 気候的特性

1) 気象の概況

本市の気候は、年間の日照時間も比較的多く、瀬戸内式気候のため、降水量も少なく温暖である。平成 28 年には、年間降水量 2,365mm を記録しており、近年では最も多い降水量

となっている。また、ここ 10 年間で 5 回（平成 27 年、28 年、30 年、令和 2 年、3 年）2,000mm を上回る年間降水量となっている。

年		平均気温 (°C)			降水量 (mm)	日照時間 (h)
和暦	西暦	日平均	日最高	日最低		
H26	2014	15.3	20.1	11.1	1,676	1,940.1
H27	2015	15.7	20.3	11.5	2,022	1,937.5
H28	2016	16.7	21.3	12.7	2,365	1,902.9
H29	2017	16.0	20.9	11.8	1,640	2,150.3
H30	2018	16.3	21.1	12.1	2,109	2,183.1
H31/R1	2019	16.8	21.8	12.5	1,503	2,114.6
R2	2020	16.5	21.5	12.3	2,076	2,130.6
R3	2021	16.7	21.6	12.6	2,166	1,788.7
R4	2022	16.6	21.5	12.4	1,234	2,224.9
R5	2023	16.8	22.0	12.6	1,791	2,195.3

出典：気象庁、統計くだまつ（2023）より作成

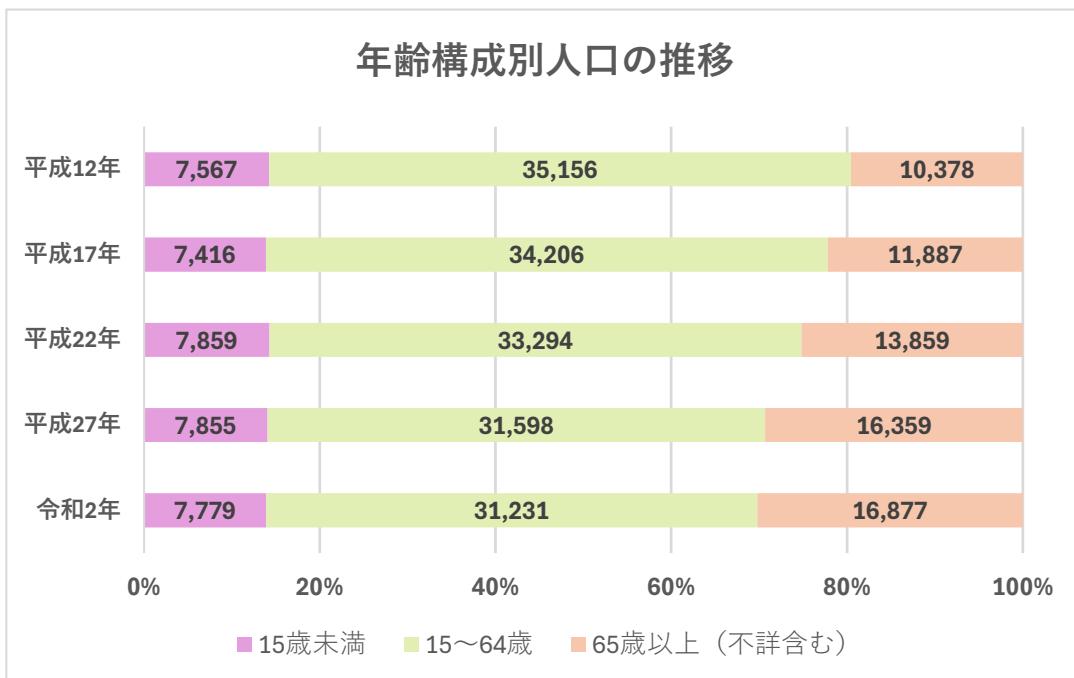
3. 社会経済的特性

1) 人口

下松市の人口は、市内主要企業の業績好調などの理由により、令和 2（2020）年 11 月末日時点で 57,365 人と増加傾向を示していたが、その後は減少傾向となっている。年齢構成別の人口の推移では、高齢化が着実に進んでおり、全人口に対する老人人口（65 歳以上）の割合は令和 2 年で 30% を超え、平成 12 年からの 20 年間で約 1.6 倍に増加している。



※各年 12 月 31 日現在の数値



※各年 10月1日現在の数値

出典：国勢調査より作成

2) 交通

市内の道路網は、国道2路線、県道11路線と、それらを補完する市道によって構成されている。都市計画道路は、良好な市街地形成の骨格として27路線が計画決定されている。近年では、都市計画道路大海線の供用を開始したほか、都市計画道路豊井恋ヶ浜線街路事業を進めているが、相互にネットワーク機能を発揮できるようにするほか、延焼遮断帯や緊急輸送路の確保という面からも、今後一層整備推進を行っていく。

3) 公共交通

鉄道は、西日本旅客鉄道の山陽本線と岩徳線があり、市内には下松（山陽本線）、周防花岡、生野屋、周防久保の4駅がある。また、バス輸送は、防長交通によって行われている。

4) 産業及び工業

本市の産業構造を産業分類別の就業人口割合（従業地）で見ると、製造業が約24%と最も多く、卸売業・小売業がこれに続き、この2産業で約40%を占めている。

本市の製造業のうち、鉄鋼業、輸送用機械器具（鉄道車両等）、生産用機械器具の3業種で製造品出荷額等の9割近くを占めていることから、この3業種が本市の主要産業であ

ると言える。主に県道徳山下松線沿いに工場が立ち並んでおり、特に臨海部は、日立製作所笠戸事業所・日立ハイテク・東洋鋼鉄下松事業所などが、笠戸島には新笠戸ドックが立地している。

5) 土地利用

本市の総面積は、89.34km²であり、その約6割は森林であり、里山、環境保全林から林業生産活動の場となる人工林帯と広葉樹による天然林帯まで幅広く分布している。そのため、砂防対策、地すべり危険箇所の対策、急傾斜地崩壊防止対策等について、国・県と一体となって危険度の高い部分から長期的視野に立って災害防止の整備を進めるほか、土砂災害の危険に関する啓発にも努めている。

また、避難路及び避難場所の整備は、防災の観点から非常に重要な要素となっていることから、地域特性に応じた効率的、効果的な防災拠点・避難地の配置として、以下の施設等を本市における防災拠点として位置付けている。

下松スポーツ公園	<ul style="list-style-type: none"> 本市のほぼ中央に位置し、「山陽自動車道徳山東IC」「国道2号」「県道63号下松田布施線」「JR岩徳線」といった陸路におけるアクセス、災害発生時の救援活動拠点及び物資輸送拠点としての機能を確保する市の防災拠点として整備を進める。
国民宿舎大城	<ul style="list-style-type: none"> 台風接近時等に強風の影響で、笠戸大橋が通行止めになることがある、笠戸島全体が孤立するおそれがある。災害発生時の笠戸島における地域防災拠点として整備を進める。
花岡公民館	<ul style="list-style-type: none"> 花岡地区のほぼ中央に位置し、洪水等の災害も想定されておらず、「国道2号」「県道41号下松鹿野線」からのアクセスも良く、花岡地域における地域防災拠点として整備を進める。
米川地域づくり拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> 米川地区のほぼ中央に位置し、中山間地域に該当しており、市街地及び他地区から遠いこと等を踏まえ、「県道41号下松鹿野線、139号三瀬川下松線」からのアクセスも良く、災害発生時の救援活動や物資輸送ルートの観点から、当該施設を米川地域における地域防災拠点として整備を進める。

2. 対象とする自然災害

1) 地震

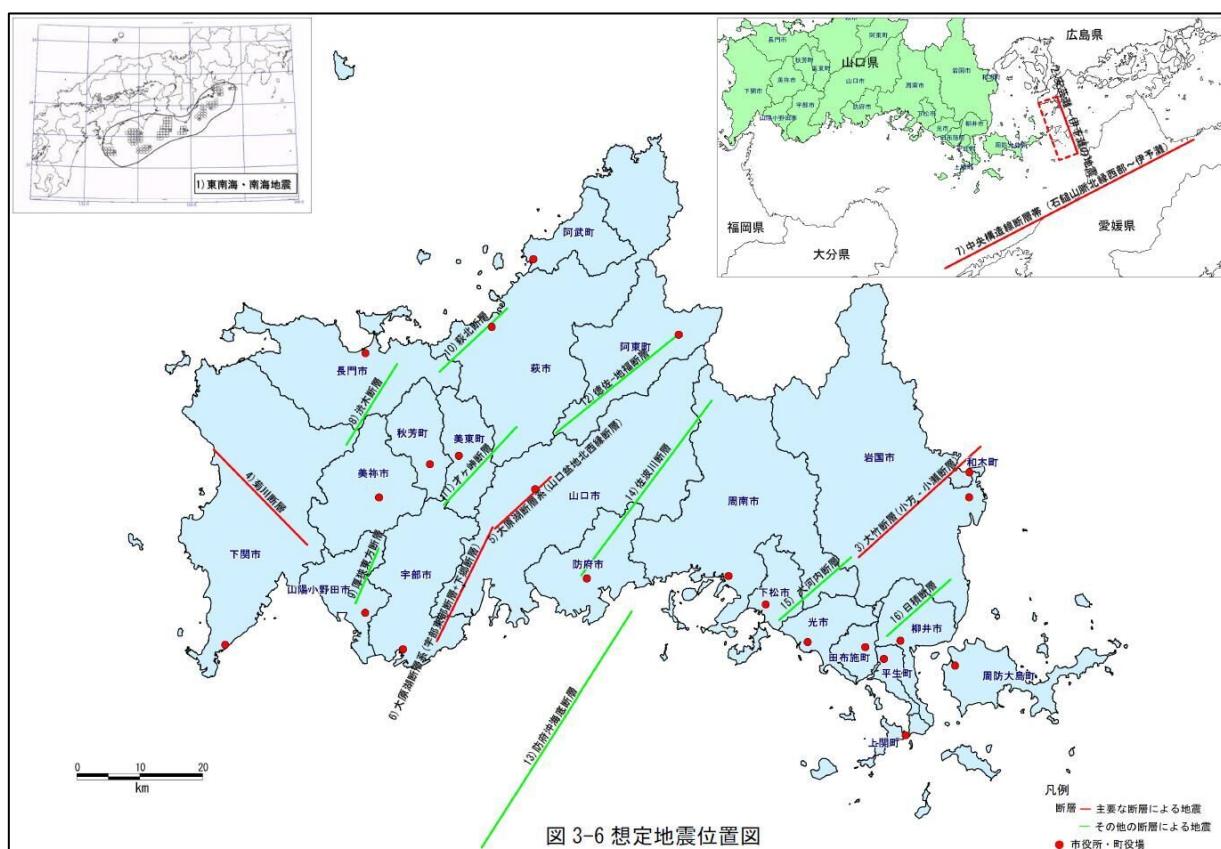
1.1. 主要な断層による地震

山口県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に60～90%程度以上の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%程度の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」が該当する。

また、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層（大竹断層、菊川断層、大原湖断層系）と中央構造線断層帯についても山口県に大きな被害を及ぼす可能性がある。このうち、本市に影響する地震としては、大竹断層（小方～小瀬断層）、中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）がある。

1.2. その他の断層による地震

主な活断層以外の活断層についても、活動した場合には、局所的に大きな揺れと被害を生じる可能性があることから、防災対策上の備えを行う必要がある。本市に影響を及ぼす地震を発生させる断層としては、周防灘断層群主部、佐波川断層、大河内断層がある。



出典：山口県地震被害想定調査報告書（平成20年3月）

本市の被害想定結果は以下のとおりである。ただし、発災季節・時刻等の条件は、被害が最大となる場合とする。

		南海トラフ地震	安芸灘～伊予灘の地震	大竹断層	中央構造線断層帯	周防灘断層群主部	佐波川断層	大河内断層
地震規模 (M)		9.0	7.25	7.2	8.0	7.6	7.4	6.8
建物被害	全壊棟数	31	2	162	11	204	11	1,364
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0	398
人的被害	死者数	0	1	10	2	12	2	82
ライフライン等被害	上水道断水人口	854	158	20,857	4,320	23,482	7,374	39,146
	下水道機能支障人口	411	6,474	10,432	9,479	11,608	9,480	12,469
	停電戸数	170	175	1,222	175	2,212	185	13,225
	ガス供給停止世帯	0	0	-	-	-	0	7,072
	道路被害箇所	10	0	0	0	0	0	17
	岸壁被害箇所数	0	1	5	5	5	5	7
	避難者人数	1,442	0	約 6,000	約 1,000	約 6,000	約 2,000	約 12,000
	帰宅困難者人数	2,887	2,012	2,012	2,012	2,012	2,012	2,012
	孤立集落(世帯)	367	11	389	389	389	389	389
	災害廃棄物発生量	5 万トン	0 万m ³	13 万m ³	2 万m ³	16 万m ³	3 万m ³	56 万m ³

出典：下松市地域防災計画（震災対策編）より作成

2) 大雨

大雨による災害は、集中豪雨で起きることが多い。豪雨は、組織的な積乱雲の塊が一ヶ所に留まり、持続したときに起き、梅雨前線付近や低気圧、台風、太平洋高気圧の周辺部などで発生しやすい。特に梅雨前線が停滞したり、南北に小刻みに振動したりすると大雨になりやすい。

大雨による災害は、災害の発生形態によって洪水害・浸水害・湛水害・山崖崩れ害・土石流害・地すべり害・強雨害等に分類されている。近年では、平成 30 年 7 月豪雨においては、観測史上最多雨量を記録し、笠戸島が孤立するなど多数の被害が発生した。

3) 台風

台風は、海水温が低い場所や陸地などでは衰弱するため、九州や四国に上陸した後に弱まって接近することが多く、九州各县などに比べれば台風による被害は少ないと言える。しかし、台風は一般の低気圧と比べれば、猛烈な風と雨を伴っているので警戒を怠ること

はできない。特に、勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、本市西側を通過する進路を取る場合には、大きな災害が予想される。

近年の台風等による被害としては、平成11（1999）年には台風（18号）による高潮の影響で、沿岸部に甚大な被害をもたらしている。さらに、平成16（2004）年には、深浦公民館の屋根の破損、末武川、平田川、切戸川の氾濫による床上浸水、笠戸島沖に停泊していた貨物船が座礁し乗員22名が死亡、行方不明となるなどの被害が生じている。

4) 大雪

寒気の吹き出しが強い場合には、日本海で発生した雲が瀬戸内海側に流れてくることがしばしばある。また、冬に九州南岸を低気圧が通過するような場合にも、瀬戸内側でもまとまった積雪になることがある。本市では山間部を除けば積雪はそれほど多くない。しかし、わずかな積雪でも道路や鉄道で交通障害が発生し、経済活動や市民生活に支障をきたすことがあり、その社会的影響は大きいと言える。

本計画においては、本市の地域特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、市民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、今後発生が懸念される「南海トラフ地震や安芸灘～伊予灘地震等による地震・津波災害」、本市において最も発生頻度が高く、甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、さらには、温暖化等により大型化、激甚化する「台風による風水害及び高潮災害」などの大規模自然災害を想定する。

こうした地震、大雨、台風のほか、積雪による停電や交通障害の発生など、市民生活に影響を及ぼす大雪についても、配慮する必要がある。

大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ地震や安芸灘～伊予灘地震等による地震・津波災害 ・ 大雨による浸水・土砂災害 ・ 台風による風水害及び高潮災害
---------	--

第3章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

第1章に掲げた基本目標と本市の地域特性などを踏まえ、国基本計画及び県地域計画を参考に、6の「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、大規模自然災害〔風水害（台風、豪雨、土砂災害等）、地震〕に対する脆弱性評価を行った。

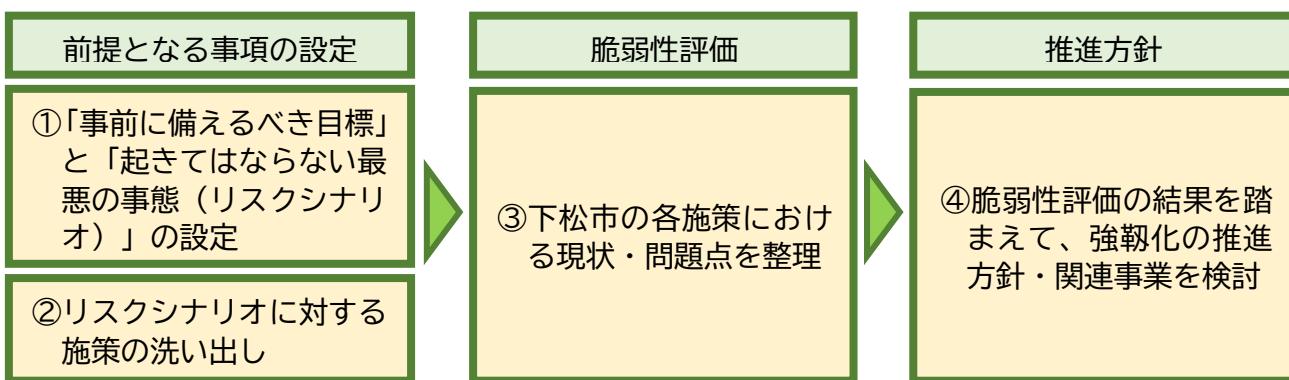
【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 【人命の保護】 あらゆる大規模自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-3	広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地の脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化による死者の発生
	2-5	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	4-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
	4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-5	農地・森林や生態等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
		5-3	上下水道、工業用水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	6-1	復旧復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-4	基幹インフラの損壊により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

2. 脆弱性評価の手順

効果的な取組を推進するため、以下の手順で脆弱性評価を実施した。



3. 施策分野の設定

本計画の対象となる国土強靭化に関する施策の分野は、国土強靭化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）（令和5（2023）年10月、内閣官房国土強靭化推進室）及び県地域計画を踏まえ、脆弱性評価を行うにあたり設定した8の個別施策分野と5の横断的施策分野とする。

これら13の施策分野は、6の事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を取組として取りまとめたものである。それぞれの分野は密接に関連していることから、各分野における具体的な取組

の推進にあたっては、関係機関等と推進体制を構築し、データや工程管理を共有するなど、取組の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

個別施策分野	横断的施策分野
① 行政機能／消防／防災教育等	(A) リスクコミュニケーション
② 住宅・都市／環境	(B) 人材育成
③ 保健医療・福祉	(C) 官民連携
④ 産業・エネルギー	(D) 老朽化対策
⑤ 情報・通信	(E) デジタル活用
⑥ 交通・物流	
⑦ 農林水産	
⑧ 国土保全・土地利用	

4. 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果を別紙1に、また、施策分野ごとの脆弱性評価結果を別紙2に示す。以下に、主な脆弱性評価の結果を示す。

- ・ 災害に強い都市の形成のためのハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策が必要
- ・ 巡視や点検に基づく計画的な公共土木施設（河川施設等）の修繕を通じた老朽化対策が必要
- ・ 市民の避難行動を補完するため、防災マップ等の周知が必要
- ・ 災害現場での円滑な救出・救助活動の実施のために関係機関の連携強化が必要
- ・ 多重化を進めてきた情報伝達手段の適切な運用とその周知・啓発が必要

第4章 強靭化の推進方針

1. 施策分野ごとの推進方針

(1) 行政機能／消防／防災教育等

《行政機能》

○孤立防止のための情報伝達体制の整備

- ・各防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域における連絡手段を確保するため、衛星携帯電話などの効果的な活用を行う。
- ・N T T西日本と連携し、電気通信設備の防災計画、被災地に対する通信の途絶防止対策（伝送路のループ化の推進、孤立防止対策用衛星電話、特設公衆電話の設置）の推進に努める。

○孤立が想定される地域の避難対策

- ・笠戸島をはじめとする孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討する。
- ・大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれるため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。
- ・災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努める。
- ・各防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域における連絡手段を確保するため、衛星携帯電話などの効果的な活用を行う。 (再掲)

○避難体制の整備

(避難誘導体制の整備)

- ・市民等の相互助け合いの精神に基づき、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立するとともに、女性の参画の促進に努める。
- ・避難計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者に配慮した計画となるよう努める。
- ・高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）に考慮した内容となるよう努め、避難誘導計画を作成する。
- ・大規模災害時における速やかな居住環境確保のため、地域住民参加型の防災訓練・防災講座等において、防災資機材の利活用による避難所設営訓練等を実施する。

(避難所等の確保)

- ・都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者等の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路とあわせて住民への周知徹底を図る。
- ・避難所の良好な生活環境を継続的に確保するために、自主防災組織等の地域住民が主体的に開設・運営できる仕組みづくりに努める。

○避難体制の確立

- ・避難所における衛生面や健康面、プライバシー確保などに配慮した良好な生活環境を確保するため、必要な資機材や受入体制の整備に努める。
- ・地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ（各種ハザードマップ）、災害時の行動マニュアルを活用するなど、市民等の安全確保に努める。
- ・日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できる災害情報データベースの整備に努める。

○備蓄・供給体制の整備

- ・災害時における市民等に対する応急用食料の供給に関し、市は基本的な責任を負うものであり、その備蓄及び調達、輸送及び配達体制の整備に努める。
- ・市民に対し、最低3日分以上の食料、飲料水及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等、各家庭での予防・安全対策の推進を図る。
- ・令和7年4月から全国的に運用を開始した「物流システム（B-P L o）」の操作習熟を図るとともに、システムを活用した公的備蓄物資の管理に努める。
- ・市内の福祉施設では、災害発生時においても平時と同じサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入等を実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性の確保に努める。また、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
- ・市民等は、防災の基本である「自らの身は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努める。

○防災拠点となる公共施設等の強化

（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

- ・庁舎、学校、病院、幼稚園、保育所等の公共的な用途の建築物で、かつ多数の者が利用する建築物等は、早急な耐震化を促進する。

（防災拠点施設における電力の確保）

- ・庁舎及び医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備は、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。

○業務継続計画（B C P）の実効性に向けた取組

- ・大規模災害が発生し、市庁舎が被災した場合でも、業務継続計画（B C P）に基づき、業務中断による混乱を最小限にとどめ、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復に努める。

○広域からの応援の受入体制の確保

- ・広域からの応援を迅速かつ適切に受け入れるように、あらかじめ応援要員の活動拠点、滞在場所の確保について、検討・調整を行う。

○業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、点検・訓練等を実施するとともに、業務継続計画（ICT-BCP）の策定に努める。

○緊急時における家庭学習の推進

- ・緊急時においてもICTを活用することにより、家庭等での学習が継続できるよう、家庭学習用モバイルルーターやウェブカメラ・マイク等の学校ICT環境を整備するとともにオンライン学習の実施に向けた取組を進める。

○罹災証明発行体制の強化

- ・住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局は、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

○迅速な復旧復興に向けた取組

（地籍調査の促進）

- ・土地利用の基本的資料となる地籍情報を整備し、地籍の明確化を図るため、有効かつ効率的に地籍調査を進める。

（建設産業の担い手確保・育成）

- ・地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、緊急動員できるよう適切な措置を講じる。
- ・県やハローワーク下松との連携により、各職業相談窓口を通じて雇用情報、求人情報の収集、提供、各種施策のPR等を的確に進め、求人と求職のマッチングに努める。
- ・県及びハローワーク下松と連携し、県立高等産業技術学校などによる求職者や在職者に対する職業訓練への利用促進を図る。
- ・安全週間や労働衛生週間の行事のほか、関係団体による講習や研修等の活用により、労働安全や衛生面への意識啓発、情報提供を進める。

（応急仮設住宅の迅速な供与）

- ・被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅等が迅速に提供されるよう、かつ避難所が早期に解消できるよう、あらかじめ必要な体制の整備に努める。

《消防》

○救助救出活動の充実強化

(ヘリコプターによる支援体制の整備)

- ・災害時に多数のヘリコプターが混乱することなく、安全かつ効率的に活動できるよう、ヘリベースを整備し、高潮等の被災に備え、代替ヘリベースの確保、整備に努めるとともに、県と連携し、災害類型に応じたフォワードベースの確保、整備に努める。

(装備資機材の整備・高度化)

- ・複雑多様化する災害に対応するため、救助や救急専門職員の増強や高度資機材の計画的整備を図る。
- ・大規模災害時に、的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図るとともに、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化を推進する。
- ・救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努めるとともに、関係機関が保有する資機材情報の共有化を図る。
- ・「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を策定するなどして、その充実強化を図る。

○消防等の関係機関の連携強化

- ・災害時の応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を締結しておき、災害発生時において積極的な協力が得られるように努める。
- ・県内広域消防相互応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定める。
- ・平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化に努める。

《防災教育等》

○地域防災力の充実強化

- ・地域における防災活動を促進するため、図上訓練、実働訓練の実施や地域ぐるみによる防災活動の取組支援など、地域防災力の充実・強化に努める。
- ・市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- ・災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、大規模災害を想定した避難訓練や通学路の安全点検、職員への安全研修など、児童生徒等の安全対策の充実に努める。

(2) 住宅・都市／環境

《住宅・都市》

○学校施設等の適切な管理

- ・ 庁舎、学校、病院、幼稚園、保育所等の公共的な用途の建築物で、かつ多数の者が利用する建築物等は、早急な耐震化を促進する。 (再掲)
- ・ 学校施設は、市学校施設長寿命化計画に基づいた長寿命化改修、体育館等の空調設備の設置などを行い、学習環境を整備するとともに、児童生徒の安全性の確保や避難所としての役割を果たすよう、状況に応じ、適切に管理する。
- ・ 子どもから高齢者まで多くの人が利用する公共施設に加え、災害時に避難場所として利用される施設については、利用者の安全を確保するため、建物の耐震化を総合的かつ計画的に推進する。

○住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- ・ 市耐震改修促進計画に基づき、民間住宅の耐震診断や耐震改修補助を行うとともに、耐震化に関する相談窓口の開設等により、積極的な普及啓発を行い、住宅等の耐震化の促進を図る。
- ・ 地震を原因としたブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、避難路沿道等における通行人、又は避難者の安全を確保するため、倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却を支援する。

(建築物等の耐震化)

- ・ 震災時の活動拠点となる防災上重要な建築物をはじめ、公営住宅や各種公共的施設、集客施設等の耐震化を進める。
- ・ 子どもから高齢者まで多くの人が利用する公共施設に加え、災害時に避難場所として利用される施設については、利用者の安全を確保するため、建物の耐震化を総合的かつ計画的に推進する。

(再掲)

○都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- ・ 豪雨、洪水、高潮、津波、地震、暴風、地すべり等、様々な自然災害に対し、被害を最小限に抑え、市民の命と財産を守り、都市の機能を維持するための強靭な都市基盤の形成を進めるとともに、過去の諸災害の経験、教訓を活かし、災害時に的確な対応がとれるよう、避難施設の確保や各種体制整備等、市地域防災計画に沿ったハード・ソフト両面にわたる防災対策を着実に進める。

(大規模盛土造成地の防災対策の推進)

- ・ 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地を示した地図により、住民に対する情報提供を行うとともに、定期的な現地調査の実施や必要に応じて詳細調査及び滑動崩落防止工事の実施等を促進する。

(都市施設の整備)

- ・ 市、国及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地開発事業等の面的整備や地区計画の策定等による整備、建築物や公共施設の耐震・

不燃化、水面・緑地の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

- ・各種市街地整備事業等による都市施設の先行整備等により、都市環境の安全性を確保するとともに、既成市街地における住宅、建築物の耐震・不燃化、公共空地の確保を総合的に推進する。
- ・市街地での防火帯となる道路の確保や消防水利、消防資機材の整備等消防力の強化により火災に強いまちづくりを進めるとともに、火災予防思想の普及啓発、住宅を含む建築物の防火対策の推進を図る。また、防火、準防火地域の指定、既指定地域の適正な指定・拡大を行い、地域内の建築物の耐火性を促進する。

○住宅の防災対策の推進

- ・住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防炎寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。
- ・火を使用するすべての飲食店への消火器設置の義務化や違反防火対象物の公表制度に基づく公表など、予防施策を強化する。
- ・地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜いて、避難時にはブレーカーを切ることを市民等に啓発するとともに、感震ブレーカー等の普及促進を図る。
- ・空家の適切な管理のための具体的な管理方法や利活用のための手段について、広く情報提供を行うなどの支援を行う。また、適切に管理されていない空家等の所有者等に対して、改善を促す。さらに地域住民や民間事業者等と連携しながら、空家等の適切な管理を働きかけることにより、管理不全で周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等の発生を抑制し、特定空家等としない取組を推進する。

○内水対策の促進

(下水道（雨水）の整備)

- ・気候変動による降雨量の増大等により、内水被害が頻発していることを踏まえ、内水による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進める。

(内水ハザードマップの活用)

- ・内水ハザードマップを活用して、突発的な大雨などにより比較的短時間のうちに発生する内水氾濫による浸水被害に対する備えの周知啓発に努める。

○上下水道施設等の耐震化等の促進

(水道施設等の耐災害性強化対策)

- ・大規模地震等が発生した場合でも、その影響を最小限に抑え、市民へ必要な水道水を供給するために、引き続き水道施設等の耐震化等に取り組む。

(水道施設の戦略的維持管理・更新)

- ・水道サービスを持続的に提供するとともに、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす大規模な道路陥没等による事故を未然に防ぐため、DX技術を活用した点検調査や老朽化した水道管路等の対策を実施する。

(応急給水体制の整備)

- ・災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、担当業務、担当者を定める。
- ・水道事業者と連携し、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画の策定に努める。また、応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できる体制の整備に努める。
- ・水道事業者と連携し、大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める（1人1日3リットル）。
- ・地域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導に努めるとともに、周南健康福祉センターとの連携体制の整備に努める。
- ・水道事業者と連携し、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋、非常用給水栓等の応急給水に必要な資機材の整備、備蓄に努める。
- ・災害による断水時に、トイレや掃除等に使用する生活用水を確保するため、災害時協力井戸制度の周知を図るとともに、災害時協力井戸の登録を推進する。

(下水道機能の確保)

- ・上下水道BCPが災害時に有効に機能を果たすため、定期的な点検や訓練を実施することにより、職員の意識向上と計画の改善を図る。

(ライフライン施設の耐震化)

- ・電気、ガス、電話、上下水道及び工業用水道等のライフライン施設について、関係機関による施設の耐震性の確保、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等を促進するとともに、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進する。また、応急復旧体制の整備を図る。

○被災者支援対策の推進

- ・被災者の生活安定を図る上で住居の確保は、最も重要であることから、県と連携し、積極的に公営住宅・一般住宅の確保のための施策を講ずる。

○文化財防災対策の促進

- ・文化財の積極的な保全に向けて市民の保護意識の啓発に努める。
- ・文化財所有者又は管理者と連携し、文化財の特性に応じた予防対策及び予防対策指導（防火設備の整備充実、防火思想の普及啓発）を推進する。
- ・被災後の被害状況把握や復旧に向けた迅速な支援ができるよう、日常的な管理状況を含めた文化財の調査・記録を推進するとともに、連絡相談が可能な体制を構築する。

《環境》

○家庭動物保護体制の整備

- ・県と連携し、特定動物の飼い主に対し、災害の発生に際して取るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するよう要請する。
- ・飼い主に対し、愛玩動物のしつけや健康管理に努めるよう要請し、災害時には同行避難ができる準備を徹底するよう推進する。
- ・災害時には、飼い主不明や負傷した被災動物の救護等について適切な対応が求められるため、県、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

○有害物質対策の推進

- ・企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発する施設、責任者、連絡窓口及び企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備する。
- ・化学工場や危険物製造所等を含む事業所での火災、爆発、ガス漏洩等不慮の災害に備えるため、関係企業における保安管理体制の強化を促進するとともに、緩衝緑地の機能確保に努める。

○災害廃棄物処理対策の推進

- ・大規模災害により大量の災害廃棄物が発生した場合においても円滑な処理が行えるよう、災害廃棄物処理マニュアルに基づき、関係団体、民間事業者等との相互協力体制の整備や的確な体制の運営を図る。
- ・民間の廃棄物処理関連業者との間に、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じる。
- ・周南地区衛生施設組合・周南東部環境施設組合の処理施設の復旧にあたっては、関係市との連携を密に図り、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。
- ・災害発生時に大量に発生する災害廃棄物を安定的に処理するため、周南地区衛生施設組合の次期施設整備計画として環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設（（仮称）周南地区衛生施設組合新清掃工場）の更新整備を進める。

（3） 保健医療・福祉

○病院・診療所・社会福祉施設の耐震化

- ・庁舎、学校、病院、幼稚園、保育所等の公共的な用途の建築物で、かつ多数の者が利用する建築物等は、早急な耐震化を促進する。（再掲）
- ・高齢者、障害者等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性を普及・啓発するとともに、耐震化を促進する。

- ・耐震改修促進法に基づき、店舗や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の避難を確保する上で要配慮者が主として利用する大規模建築物及び危険物の貯蔵等に供する大規模建築物をはじめ、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物及びこれ以外の一般建築物の所有者に対し、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。

○要配慮者対策の促進

- ・平時から要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備するため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。
- ・福祉避難所に必要な物資を備蓄するとともに、社会福祉施設を運営する法人と連携し、避難所運営の訓練を実施するなど、要配慮者が安心して避難できる体制強化に努める。
- ・社会福祉施設、病院等の所有者又は管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者・入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。
- ・地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、要配慮者の迅速な避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- ・迅速な避難を支援するため、防災行政無線、くだまつメール、防災ラジオ、FAX、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。
- ・災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うとともに、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備する。
- ・高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内の予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- ・外国人に対しては、多言語に対応した防災パンフレットの作成・活用、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。
- ・地域における要配慮者支援の取組を促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

○避難行動要支援者支援体制の整備

- ・市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- ・避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。
- ・避難所における要配慮者の保護又は情報の伝達が迅速に行われるようにするため、避難所担当職員は、開設の際に、まず要配慮者用のスペースを確保するものとし、介護者の協力を得やすい環境づくりに努める。

○医薬品等の確保体制の整備

- ・医薬品等については、各家庭で最低限の備蓄を推進するとともに、民間事業者との協定により災害時の供給体制を構築する。
- ・県と連携し、医療救護活動等が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の構築に努める。

○災害医療体制の充実

(災害医療に必要な電力等の確保)

- ・災害による電力途絶時にも、救急病院及び救急診療所の機能を維持するため、関係機関に対し、非常用電源等の十分な確保を図るよう促進する。
- ・庁舎及び医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備は、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギー・システムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。 (再掲)

(市内医療機関の体制強化)

- ・災害時には、医療機関へのライフラインの復旧、水の供給が優先的に行われるよう関係者へ要請することとし、平時から県と連携し、体制の整備に努める。

(広域医療搬送体制の充実)

- ・市内の医療機関で対応不可能な傷病者を、他の自治体に搬送する必要が生じた場合に備えて、県及び医療機関・消防機関等との連携強化を図る。

○災害医療に係る関係機関の連携強化

- ・下松医師会と連携し、災害時に市内医療機関による救護班を編成できる体制を構築する。
- ・県及び市内の医療機関等と連携して、市民に対し救急法、家庭看護知識等の普及に努める。
- ・県と連携し、医療機関の協力を得ながら、DMA Tの増強を図るとともに、DMA T以外においても災害医療に精通した医療従事者の育成を図る。

○感染症対策の推進

(感染症対策の強化)

- ・災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、感染症に関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得るとともに、定期の予防接種の確実な実施を進める。
- ・災害時における防疫は、市のみによる実施は困難であるため、県及び他の市町と相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。
- ・被災地の防疫活動を迅速に実施するため、防疫班及び検病調査班を編成する。

(衛生管理の強化)

- ・災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となるため、県と協力し食品の安全確保を図る。
- ・市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の普及を図る。

○防疫・衛生用資機材の確保

- ・防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画を策定し、適切な運用に努める。
- ・防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料の整備に努める。

○協力体制の整備

- ・被災地域の衛生状態を確保するため、避難所等の生活ごみや仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携体制の充実、広域的な支援の要請・調整を行う。
- ・仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備する。
- ・国が実施する検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、その他関係機関との連携を強化する。
- ・周南地区衛生施設組合の火葬場処理能力の把握に努めるとともに、近隣県の施設利用について、災害時における支援協力に係る依頼、手続等に係る事務処理体制を整備する。

○保健活動体制の強化

- ・災害時に適切な保健活動を展開するため、平時からマニュアルの作成や関係機関との連携を含む災害を想定した保健活動、保健師等のスキルアップに努める。
- ・市の保健師、管理栄養士、歯科衛生士は、巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導、口腔衛生指導ができるよう保健指導体制を確立する。

(4) 産業・エネルギー

○事業者による事業継続計画（B C P）の策定

- ・市内の事業者は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

○電力の安定供給体制の確保

(電力の長期供給停止の防止)

- ・電気事業者は、電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

(再生可能エネルギーの導入促進)

- ・市施設の建設、改修に当たっては、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入に努める。

○工業用水道施設等の耐災害性強化対策

- ・大規模な災害等が発生した場合でも、ユーザーに対して安定的に工業用水を供給できるよう工業用水道施設等の耐災害性の強化を図る。
- ・工業用水道施設は、配水管、貯水槽等の施設を有していることから、施設の損傷等による二次災害の発生を防止するため、総合的な対応マニュアルに基づき、応急措置を講じ、被害を最小限に止めるよう体制整備に努める。

(5) 情報・通信

○災害時の情報伝達の強化

- ・市民等への津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、また伝達漏れのないように、平素から連絡系統、伝達先等を確認するとともに、訓練等を行う。

○多様な情報伝達手段の確保

- ・市民に対して防災情報を確実に届けるため、多重化を進めてきた情報伝達手段（防災行政無線、ホームページ、くだまつメール、防災ラジオ、SNS、広報車、Lアラート等）の適切な運用と周知・啓発に努める。

○通信事業者等の災害対応力強化

- ・NTT西日本と連携し、電気通信設備の防災計画、被災地に対する通信の途絶防止対策（伝送路のループ化の推進、孤立防止対策用衛星電話、特設公衆電話の設置）の推進に努める。（再掲）
- ・情報・通信インフラ事業者に対し、災害時の情報提供体制の停止を防ぐため、関連事業所のBCPや防災対策計画の策定を促進する。

(6) 交通・物流

○救援物資の輸送等

- ・陸上交通経路の遮断等による海上輸送に備え、徳山海上保安部、中国運輸局、漁業協同組合等との連携体制の強化を図る。

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、無電柱化を推進する。

(道路施設の老朽化対策)

- ・道路機能を発揮させるため、トンネル、橋梁等については、長寿命化計画に基づき、5年に1回の定期点検を実施するとともに、健全度に応じて修繕・更新を推進する。

- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する。

○道路ネットワークの整備

- ・災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、高規格の幹線道路やそれらを補完する生活道路の整備を推進する。

○港湾施設の整備等

- ・大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮させ、又は機能の低下を最小限に抑えるため、県が引き続き実施する施設毎の長寿命化計画に基づいた修繕・更新等の老朽化対策及び「港湾事業継続計画（BCP）」に基づく体制構築等の推進について支援・協力する。
- ・市が管理する港湾施設について、維持管理計画や定期点検診断に基づく適正な維持管理を推進し、効果的な施設の老朽化対策に努める。

（7） 農林水産

○農地防災の推進

- ・農業用ため池の実態把握に努め、老朽度に応じて、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善等を行うとともに、計画的かつ適切な維持管理に努める。また、ため池管理者の適切な維持管理とあいまって、水防管理関係機関との連携による適確な防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。
- ・洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、湛水防除、農業用ため池防災工事、農地保全、海岸保全、地すべり防止、防災ダム、土砂崩壊防止等の防災減災対策を実施する。

○農業生産基盤の整備

- ・豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土壤地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害防止とともに農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。

○農業生産体制の強化

- ・農業を取り巻く厳しい時代情勢や、流動的な制度動向などを背景に、農業の振興に向けた総合的な取組を推進する。
- ・生産、流通、販売等の充実、また、付加価値の向上や市民理解の促進など、担い手や組織的営農など体制の確保に努める。
- ・営農集団や農業生産法人等、組織化の促進や認定農業者等意欲を持った担い手への支援など、効果的な営農環境形成に努める。
- ・朝市や青空販売など、多様な流通・販売による活性化に加え、安心安全な農作物提供に向けたJA山口県で行われている研修会等、良質な農業振興に努める。

○森林整備・保全活動等の推進

- ・農地・森林等の荒廃を防ぐため、鳥獣害対策の強化、自然公園等の整備、ボランティア等による森林整備・保全活動等を推進する。

(8) 国土保全・土地利用

○津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備等)

- ・津波・高潮等から市民の生命や財産を守るため、県が実施する海岸保全基本計画に基づく海岸保全施設整備及び長寿命化計画に基づく老朽化対策の推進について支援・協力する。

(高潮ハザードマップの活用)

- ・高潮ハザードマップを活用して、居住する地域の災害リスク、住宅の条件等を考慮した上で取るべき行動や適切な避難先の判断等について周知啓発に努める。

○内水対策の促進

(下水道（雨水）の整備)

- ・気候変動による降雨量の増大等により、内水被害が頻発していることを踏まえ、内水による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進める。 (再掲)

(内水ハザードマップの活用)

- ・内水ハザードマップを活用して、突発的な大雨などにより比較的短時間のうちに発生する内水氾濫による浸水被害に対する備えの周知啓発に努める。 (再掲)

○洪水対策の推進

(河川改修)

- ・甚大な浸水被害発生を防止し、市民の安心・安全を確保するため、河川改修を着実に推進する。

(減災対策)

- ・既存施設の機能を最大限に活用するため、巡視・点検に基づく浚渫や堰の操作等による適切な維持管理に努める。

(河川施設の老朽化対策)

- ・護岸崩壊等の災害発生を未然防止し、排水機場等の河川施設の機能を常時発揮させるため、巡視・点検に基づく計画的な修繕・更新を推進する。

(洪水ハザードマップの活用)

- ・気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に備え、引き続き、切戸川、末武川、平田川等の河川の監視体制の強化に努めるとともに、災害が起こる前に地域のリスクを理解し、災害時には適切な避難行動が取れるよう洪水ハザードマップの活用について周知啓発に努める。

○山地災害対策及び雪害対策の推進

(治山事業の推進)

- ・山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講じる。
- ・荒廃渓流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び渓床、渓岸の荒廃を防止し、渓流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。
- ・市が行う道路除雪に関連して、地域住民による排雪作業の協力体制の確立を推進するとともに、あらかじめ雪の運搬方法、雪の捨て場の指定について検討する。

(保安林指定の推進)

- ・林業は経営意欲の減退により労働力の不足と高齢化の問題が一層厳しさを増しているが、森林は防災、水源かん養といった保安機能の面でも重要であり、引き続き造林事業等を通じて整備に努める。
- ・ダム上流や砂防指定地上流において、水源かん養や山地災害防止等に重要な役割を果たしている森林等について、計画的に保安林指定を進める。
- ・山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。
- ・既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

(荒廃森林の整備)

- ・奥山等の荒廃した森林の公益的機能の回復を図るため、荒廃森林の整備を推進するとともに、人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、公益的機能の回復を推進する。
- ・防災機能に優れた災害に強い森林を整備するため、間伐等森林整備の推進や、地域住民自らが森林整備に参加する仕組みづくりなどの取組を、県や地域住民等と連携を図りながら、それぞれの役割に応じて推進する。

○土砂災害対策の推進

- ・国・県と一体となり、近年災害が発生した箇所や要配慮者利用施設・避難所が立地する箇所など、危険性や緊急性の高い箇所から優先的に土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、所定の機能・性能を維持・確保するため、巡視・点検に基づく計画的な修繕・更新を促進する。

(9) リスクコミュニケーション

○孤立防止のための情報伝達体制の整備

- ・各防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域における連絡手段を確保するため、衛星携帯電話などの効果的な活用を行う。 (再掲)
- ・NTT西日本と連携し、電気通信設備の防災計画、被災地に対する通信の途絶防止対策（伝送路のループ化の推進、孤立防止対策用衛星電話、特設公衆電話の設置）の推進に努める。 (再掲)

○孤立が想定される地域の避難対策

- ・笠戸島をはじめとする孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討する。**(再掲)**
- ・大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれるため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。**(再掲)**
- ・災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努める。**(再掲)**
- ・各防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域における連絡手段を確保するため、衛星携帯電話などの効果的な活用を行う。**(再掲)**

○多様な情報伝達手段の確保

- ・市民に対して防災情報を確実に届けるため、多重化を進めてきた情報伝達手段（防災行政無線、ホームページ、くだまつメール、防災ラジオ、SNS、広報車、Lアラート等）の適切な運用と周知・啓発に努める。**(再掲)**

○災害時の情報伝達の強化

- ・市民等への津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、また伝達漏れのないように、平素から連絡系統、伝達先等を確認するとともに、訓練等を行う。**(再掲)**

○避難行動要支援者支援体制の整備

- ・避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。**(再掲)**
- ・避難所における要配慮者の保護又は情報の伝達が迅速に行われるようにするため、避難所担当職員は、開設の際に、まず要配慮者用のスペースを確保するものとし、介護者の協力を得やすい環境づくりに努める。**(再掲)**

○避難体制の整備

(避難誘導体制の整備)

- ・市民等の相互助け合いの精神に基づき、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立するとともに、女性の参画の促進に努める。**(再掲)**
- ・避難計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者に配慮した計画となるよう努める。**(再掲)**
- ・高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）に考慮した内容となるよう努め、避難誘導計画を作成する。**(再掲)**
- ・大規模災害時における速やかな居住環境確保のため、地域住民参加型の防災訓練・防災講座等において、防災資機材の利活用による避難所設営訓練等を実施する。**(再掲)**

(避難所等の確保)

- ・都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者等の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路とあわせて住民への周知徹底を図る。 (再掲)
- ・避難所の良好な生活環境を継続的に確保するために、自主防災組織等の地域住民が主体的に開設・運営できる仕組みづくりに努める。 (再掲)

(10) 人材育成

○防災士の確保

- ・防災士資格取得に係る補助等を通じて、地域や自主防災組織におけるリーダー的役割を果たせる人材の育成に努める。

○災害医療に携わる人材養成及び体制整備

(適切な医療救護活動ができる人材の育成)

- ・市民に対し、軽度の傷病について、自ら応急手当が行える程度の医薬品を準備するよう周知を図る。また、市、県、日本赤十字社山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得を促進する。
- ・県と連携し、医療機関の協力を得ながら、DMA Tの増強を図るとともに、DMA T以外においても災害医療に精通した医療従事者の育成を図る。 (再掲)
- ・市内の医療機関に対し、県内や全国各地から参集するDMA T等の活動拠点としての機能が十分に発揮できるよう、医療機関相互の連絡体制を整備するよう努める。
- ・市内の医療機関に対し、自院がDMA Tの活動拠点本部となる場合には、統括DMA Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMA Tの支援の下で医療救護活動を実施できる体制を整備するよう要請する。
- ・被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（D P A T）と連携し、こころのケア対策を行う体制を構築する。
- ・大規模災害時の医療救護活動の長期化に対応できるよう、県や市町、関係団体と連携した食料、水、燃料等のライフラインを維持する体制を整備する。
- （救急体制の充実）
 - ・救急救命活動体制を強化するため、救急救命士の養成・能力向上を図る。
 - ・下松医師会と連携し、災害時に市内医療機関による救護班を編成できる体制を構築する。 (再掲)

○消防職員・消防団員等の確保・育成

- ・消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要さに鑑み、消防職員、消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

- ・複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、市及び消防本部は、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

○災害ボランティア対策

- ・ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平時における環境整備等に努める。
- ・社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する情報提供や研修・講座の開催など、ボランティアを行う人材の養成とボランティア活動の促進に努める。

○応急危険度判定体制の整備

- ・災害発生時に被災建築物等の危険度判定を行い、二次被害を防止することを目的として、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録に努める。

(11) 官民連携

○孤立防止のための情報伝達体制の整備

- ・各防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域における連絡手段を確保するため、衛星携帯電話などの効果的な活用を行う。 (再掲)
- ・N T T西日本と連携し、電気通信設備の防災計画、被災地に対する通信の途絶防止対策（伝送路のループ化の推進、孤立防止対策用衛星電話、特設公衆電話の設置）の推進に努める。 (再掲)

○応援協定の締結・拡充

- ・食料、飲料水、生活必需品等については、平時から各家庭による最低3日、できれば1週間分の備蓄を推進するとともに、民間事業者との協定による流通備蓄の調達体制を強化する。
- ・県及び市町相互間の災害時応援協定をより実効あるものとし、協定内容が的確に実行でき、かつ、協定締結自治体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施に努める。

○医薬品等の確保体制の整備

- ・医薬品等については、各家庭で最低限の備蓄を推進するとともに、民間事業者との協定により災害時の供給体制を構築する。 (再掲)
- ・県と連携し、医療救護活動等が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の構築に努める。 (再掲)

○帰宅困難者支援体制の整備

- ・事業所や学校等においては、従業員等が3日間程度はその場に留まれるよう、水、食料、簡易トイレ、毛布などの備蓄に努めるよう周知・啓発する。

○通信事業者等の災害対応力強化

- ・NTT西日本と連携し、電気通信設備の防災計画、被災地に対する通信の途絶防止対策（伝送路のループ化の推進、孤立防止対策用衛星電話、特設公衆電話の設置）の推進に努める。（再掲）
- ・情報・通信インフラ事業者に対し、災害時の情報提供体制の停止を防ぐため、関連事業所のBCPや防災対策計画の策定を促進する。（再掲）

(12) 老朽化対策

○道路の防災対策の推進

(道路施設の老朽化対策)

- ・道路機能を発揮させるため、トンネル、橋梁等については、長寿命化計画に基づき、5年に1回の定期点検を実施するとともに、健全度に応じて修繕・更新を推進する。（再掲）

○上下水道施設等の耐震化等の促進

(水道施設等の耐災害性強化対策)

- ・大規模地震等が発生した場合でも、その影響を最小限に抑え、市民へ必要な水道水を供給するために、引き続き水道施設等の耐震化等に取り組む。（再掲）

(水道施設の戦略的維持管理・更新)

- ・水道サービスを持続的に提供するとともに、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす大規模な道路陥没等による事故を未然に防ぐため、DX技術を活用した点検調査や老朽化した水管路等の対策を実施する。（再掲）

(下水道機能の確保)

- ・上下水道BCPが災害時に有効に機能を果たすため、定期的な点検や訓練を実施することにより、職員の意識向上と計画の改善を図る。（再掲）

(ライフライン施設の耐震化)

- ・電気、ガス、電話、上下水道及び工業用水道等のライフライン施設について、関係機関による施設の耐震性の確保、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等を促進するとともに、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進する。また、応急復旧体制の整備を図る。（再掲）

○工業用水道施設等の耐災害性強化対策

- ・大規模な災害等が発生した場合でも、ユーザーに対して安定的に工業用水を供給できるよう工業用水道施設等の耐災害性の強化を図る。（再掲）

(13) デジタル活用

○公開型G I S「くだまつデジタルマップ」の活用

- ・一人一人が避難ルートを検討するための手段の一つとして、くだまつデジタルマップの周知に努め、住民の適切な避難行動を促進する。

○建設DXの推進

- ・公共土木施設等の異状を早期に発見し、早期に対応を図るため、A I・G I S等のデジタル技術を活用し、インフラメンテナンスの高度化・効率化を推進する。
- ・公共土木施設等に係る様々なデータをオープン化し、民間企業や研究機関等におけるデータの利活用の促進による、新たなサービス・付加価値の創出に取り組む。

○上下水道施設等の耐震化等の促進

(水道施設の戦略的維持管理・更新)

- ・水道サービスを持続的に提供するとともに、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす大規模な道路陥没等による事故を未然に防ぐため、DX技術を活用した点検調査や老朽化した水道管路等の対策を実施する。 (再掲)

○オープンデータ化の推進

- ・市及び県が保有するデータを公開するための専用サイト「山口県オープンデータカタログサイト」により、今後も継続してデータのオープン化を推進するとともに、適宜、公開済みデータの更新を行い、企業等によるデータの利活用を促進する。

○被災者生活再建支援システムの活用

- ・被災者の迅速な生活再建を実現するため、避難行動要支援者名簿の作成や住家被害認定調査の効率化等、被災者生活再建支援システムの活用を推進する。

○災害医療に係る関係機関の連携強化

- ・下松医師会と連携し、災害時に市内医療機関による救護班を編成できる体制を構築する。 (再掲)

○道路の防災対策の推進

(道路施設の老朽化対策)

- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する。 (再掲)

2. 重要業績評価指標（KPI）一覧

1 行政機能／消防／防災教育等			
No.	重要業績指標	現状値	目標値
1	福祉避難所協定締結法人	11 法人 21 事業所 【R6 年度】	維持する 【R12 年度】
2	地籍調査進捗率	21% 【R6 年度】	26% 【R12 年度】
3	応急仮設住宅の建設予定地数	5 箇所 【R6 年度】	維持する 【R12 年度】
4	認定自主防災組織数	35 組織 【R6 年度】	40 組織 【R12 年度】
5	市内全小中学校における防災教育プログラムの実施率	100% 【R6 年度】	維持する 【R12 年度】

2 住宅・都市／環境			
No.	重要業績指標	現状値	目標値
1	住宅の耐震化率	約 87% 【R5 年】	95% 【R12 年度】
2	住宅用火災警報器の設置率	86.2% 【R6 年度】	90% 【R12 年度】
3	住宅用火災警報器の条例適合率	56% 【R6 年度】	70% 【R12 年度】
4	下水道（雨水）の整備済面積	606/1,375ha 【R6 年度（実績/計画）】	661/1,375ha 【R12 年度（実績/計画）】
5	水道管の耐震化率（水道事業）	19.5% 【R6 年度】	22.0% 【R12 年度】
6	水道管の耐震適合率（水道事業）	23.6% 【R6 年度】	26.1% 【R12 年度】
7	災害廃棄物仮置場数	2 箇所 【R6 年度】	維持する 【R12 年度】
8	災害時協力井戸登録件数	6 件 【R6 年度】	30 件 【R12 年度】

3 保健医療・福祉			
No.	重要業績指標	現状値	目標値
1	避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）作成件数	538 件 【R6 年度】	600 件 【R12 年度】
2	予防接種法に基づく予防接種麻しんワクチン接種率	第1期:97.0% 第2期:95.7% 【R6 年度】	第1期・第2期 95%以上 【毎年】
3	防疫対策用備品備蓄数	防護服：1,000 着 マスク：5,000 枚 【R6 年度】	増加させる 【R12 年度】

5 情報・通信			
No.	重要業績指標	現状値	目標値
1	くだまつメール登録者数	6,863 件 【R6 年度】	10,000 件 【R12 年度】
2	防災ラジオ配付数	1,521 台 【R6 年度】	増加させる 【R12 年度】

6 交通・物流			
No.	重要業績指標	現状値	目標値
1	市橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修済橋梁数	5 橋 【R6 年度】	7 橋 【R12 年度】
2	都市計画道路整備率（概成済含む）	87.3% 【R6 年度】	87.5% 【R12 年度】

7 農林水産			
No.	重要業績指標	現状値	目標値
1	整備が必要な防災重点農業用ため池の数	12箇所【R6年度】	5箇所【R12年度】
2	中山間地域等直接支払交付金事業取組面積	337,235m ² 【R6年度】	維持する【R12年度】
3	多面的機能支払交付金事業取組面積	348,600m ² 【R6年度】	維持する【R12年度】
4	市有林の間伐面積	13/15ha 【R6年度（実績/計画）】	15/15ha 【R12年度（実績/計画）】
5	認定農業者数	12人【R6年度】	13人【R12年度】

8 國土保全・土地利用			
No.	重要業績指標	現状値	目標値
1	準用河川整備延長	1,104m【R6年度】	1,154m【R12年度】

9 リスクコミュニケーション			
No.	重要業績指標	現状値	目標値
再掲	くだまつメール登録者数	6,863件【R6年度】	10,000件【R12年度】
再掲	防災ラジオ配付数	1,521台【R6年度】	増加させる【R12年度】
再掲	認定自主防災組織数	35組織【R6年度】	40組織【R12年度】

10 人材育成			
No.	重要業績指標	現状値	目標値
1	消防団員の充足率	92.3%【R6年度】	100%【R12年度】
2	防災士資格取得費に対する補助件数	0件【R6年度】	5件【毎年】

11 官民連携			
No.	重要業績指標	現状値	目標値
1	災害時応援協定締結数	41団体・機関等 【R6年度】	増加させる【R12年度】

12 老朽化対策			
No.	重要業績指標	現状値	目標値
再掲	水道管の耐震化率（水道事業）	19.5%【R6年度】	22.0%【R12年度】
再掲	水道管の耐震適合率（水道事業）	23.6%【R6年度】	26.1%【R12年度】
再掲	市橋梁長寿命化修繕計画に基づく 補修済橋梁数	5橋【R6年度】	7橋【R12年度】

13 デジタル活用			
No.	重要業績指標	現状値	目標値
1	くだまつデジタルマップの地図情報件数	0件【R6年度】	26件【R12年度】
2	道路施設に係る申出件数のうち、 LINE市民レポートによる申出件数 の割合	6.1%【R6年度】	15%【R12年度】

3. 取組の重点化

限られた資源で効率的に強靭化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて、重点化しながら進める必要がある。本計画においても、国基本計画及び県地域計画を参考にし、以下のリスクシナリオを重点化プログラムとして選定した。

【重点化プログラム】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 【人命の保護】 あらゆる大規模自然災害 に対し、人命の保護が最 大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等に おける火災による死傷者の発生	
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
	1-3	広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷 者の発生	
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみなら ず、後年度にわたり土地の脆弱性が高まる事態	
	1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行 動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
2 【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後 から救助・救急、医療活動 等が迅速に行われる（そ れがなされない場合の必 要な対応を含む）ととも に、被災者等の健康・避難 生活環境を確実に確保す ることにより、関連死を 最大限防ぐ	2-1	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	
	2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災 者の健康状態の悪化による死者の発生	
	2-5	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期 停止	
4 【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後で あっても、経済活動（サブ プライチェーンを含む）を 機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
	4-3	基幹的交通ネットワークの機能停止	
	4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動 への甚大な影響	
	4-5	農地・森林や生態等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下	
5 【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後で あっても、生活・経済活動 に必要最低限の電気、ガ ス、上下水道、燃料、交通 ネットワーク等を確保す るとともに、これらの早 期復旧を図る	5-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ LPGガスサプライチェーンの機能の停止	
	5-3	上下水道、工業用水道等の長期間にわたる機能停止	

第5章 計画の着実な推進

1. 計画の推進体制

国土強靭化は、県や近隣の自治体をはじめ、市内の関係機関等が連携・協力し、一体となって取組を推進する必要があることから、各機関の主体的な取組を促進するなど、計画の着実な推進を図る。

2. 計画の進行管理

本計画に位置付ける個別の施策の推進は、基本目標を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進める。

個別施策の進捗管理については、基本的にはそれぞれ関連付けられる個別計画において、進捗管理、評価等（PDCAサイクル）を行う。また、本計画については、今後の社会経済情勢等の変化や国、県の国土強靭化施策の推進状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行う。

なお、強靭化に関連する他の計画を見直す際は、本計画との整合性について留意する。

